コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　TACHI-S CO., LTD.

最終更新日：2015年6月30日
株式会社タチエス
代表取締役社長 中山太郎
問合せ先：総務部総務課 042-546-8111
証券コード：7239
http://www.tachi-s.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性と効率性の向上を図り、企業価値の最大化に努め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えることをコーポレート・ガバナンスの基軸として、事業を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,417,200	6.63
日野自動車株式会社	1,521,000	4.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,418,856	3.89
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED	1,350,300	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,230,300	3.37
タチエス取引先持株会	1,063,450	2.91
齊藤静	1,046,067	2.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	981,200	2.69
河西工業株式会社	905,800	2.48
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	843,700	2.31

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2015年３月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式1,004,371株があります。

2. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成27年４月13日付で提出された大量保有報告書（変更報告書の訂正報告書）により平成26年11月４日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

所有株式数 ： 4,235,400株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合： 11.62%

なお、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木津川　迪洽	弁護士											
木下　俊男	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木津川　迪洽	○	―――	木津川迪洽氏はクローバー法律事務所に所属するパートナー弁護士であり、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏には、独立性に関する開示加重要件に該当する項目がないことに加え、当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
木下　俊男		―――	木下俊男氏は、公認会計士として高い見識を有しており、会計・監査業務における豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するため、また、監査役、会計監査人両者の監査の品質の向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与のため、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定例的に開催し、コーポレート・ガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行っております。
また、監査役会と会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行うと共に、監査役からの会社情報の提供等により問題意識の共有化を図っております。その他、期中・期末、子会社等の監査立会、監査結果の聴取等を行い、監査の実効をより高めるための手段としております。
また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他監査職務の遂行にあたり、内部監査部門の経営監査室と連携を保ち、効率的な監査に努めております。年度初め、経営監査室と監査計画書の監査方針、方針展開、実施内容等につき意見交換を行っております。また、都度開催の連絡会において、業務監査実施状況、コンプライアンス活動状況、法令遵守教育、リスク管理体制監査、子会社監査等の報告を受け、意見交換を行うと共に情報を収集し、監査役は、内部監査結果を十分検討、活用し、効率的な監査を行い、会社の健全な経営と維持・発展に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾　慎祐	弁護士										○			
小澤　伸光	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　慎祐		松尾慎祐氏は、さくら共同法律事務所に所属するパートナー弁護士であります。当社は、同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	松尾慎祐氏は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
小澤　伸光		―――	小澤伸光氏は、公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績に応じて成果配分が決定され、報酬と賞与を支給しております。なお、賞与については株主総会決議を経た上で支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬216百万円(うち、社外取締役7百万円)
なお、上記の報酬には、当期における取締役賞与(社外取締役除く)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、各役員の役割・責任及び業績に基づく対価として基本年俸を定め、人事報酬委員会の協議結果に基づき、取締役については取締役会の決議、監査役は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは特定しておりませんが、総務部において対応しています。なお、会議の資料は原則3日前迄に事前配布することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜業務執行、監督＞
取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、原則として毎月1回開催し、法定事項を含む経営の重要事項について決定を行うとともに、業務執行の監督を行っています。
また、業務執行を効率的に推進するため、取締役兼務者3名を含む執行役員21名で構成する執行役員会を原則として毎月2回開催し、取締役会決議事項を除く重要事項の決定、審議及び報告を行っています。

＜監査＞
監査役会は、社外監査役2名(弁護士1名、公認会計士1名)を含む4名で構成され、監査計画書に従い、年7回以上開催しています。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議への出席や各種調査を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しています。また、常勤監査役と社外監査役との情報共有を主たる目的とした監査役ミーティングを毎月1回開催し、監査活動の一助としています。

＜内部監査＞
経営監査室を設置し、各部署・関係会社に対して会社の業務活動が適正・効率的に行われているか、監査を実施しています。

＜会計監査＞
当社は、あらた監査法人による会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。業務を執行した公認会計士は、戸田栄氏、椎野泰輔氏(戸田栄氏の継続監査年数は1年、椎野泰輔氏の継続監査年数は3年)の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。なお、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
また、監査役、会計監査人、経営統括部門の執行役員及び経営監査室による三者協議会を年2回開催し、適切な情報を入手するとともに意見交

換を行っています。

＜役員候補者の選定＞
代表取締役3名、取締役1名、常勤監査役1名で構成される人事報酬委員会を設置し、取締役及び執行役員の候補者案並びに報酬案を取締役会に提案しています。なお、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営責任の明確化、経営の効率化を図るため、取締役の任期を1年にすると共に執行役員制度を導入しています。また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らない社外取締役2名（弁護士1名、公認会計士1名）及び社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を選任し、客観的かつ専門的な視点で経営を監視していますので、現時点において、当社の企業統治にとって最も合理的な体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年６月24日開催の定時株主総会招集通知は、2015年６月２日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会日程を設定しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知及び決議通知の英語版、中国語版を作成し、日本語版とともに当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年１回本決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家の皆様向けのサイトを設け、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部	
その他	アナリスト・機関投資家との個別ミーティング等の対応を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス宣言を実施し、倫理綱領を作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年度までに国内全事業所においてISO14001の認証を取得しており、当社環境方針に基づいた環境保全活動に取り組んでおります。また、当社CSR取組方針に基づき、事業活動を通じて社会に貢献することで、社会的責任を果たしていくことに努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとしたステークホルダーから適正な評価及び信頼を得るべく、適時適切な情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び当社子会社（以下、タチエスグループという）の内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、タチエスグループの内部統制システムの構築・運用に努めております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 、並びにタチエスグループの業務の適正を確保するため の体制
1) タチエスグループの役員及び使用人は、「タチエス企業行動憲章」並びに「タチエス行動規範」に基づき行動する。
2) 当社はコンプライアンス運営規定に基づき、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。
3) タチエスグループ各社は、適正数のコンプライアンス推進者を配置するとともに、内部通報制度を設け、運用状況を定期的に当社に報告する。
4) 当社はタチエスグループ各社の内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、問題点や課題を抽出し、改善を図る。
5) 経営監査室は、業務の適正を確保するため、タチエスグループ各社を定期的に監査する。
6) タチエスグループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき、文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
2) 企業秘密や個人情報については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に管理する。

3. タチエスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社は、タチエスグループのリスク管理について定めるリスク管理規定を策定する。
2) 当社は、リスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、対応リスクの優先順位を決定するとともにタチエスグループのリスク管理に関わる問題と課題を審議する。
3) タチエスグループ各社は、上記問題・課題を踏まえ、各社の特性に応じたリスク対応策を策定し、役員及び使用人に周知する。

4. タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 当社は、執行役員制度により機動的な業務執行を行う。
2) 当社は、タチエスグループ中期経営計画を策定し、タチエスグループ各社は、これを具体化するため年度事業計画を策定する。当社は、これらを執行役員会その他の会議体で進捗管理する。
3) タチエスグループ各社は、職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定める。

5.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) 当社が定める関係会社管理規定をタチエスグループ各社に周知させ、当社への報告と承認を義務付ける。
2) タチエスグループ各社は、月次の決算報告や半期毎に行われる事業報告会で事業計画の進捗や課題について当社に報告する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1) 監査役は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。
3) 監査役は、経営監査室と連携を保ち効率的な監査を行う。

7.タチエスグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
1) タチエスグループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
2) タチエスグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に、また随時監査役に報告を行う。

8.監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1) タチエスグループ各社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの取締役及び使用人に周知徹底する。
2) タチエスグループ各社の内部通報制度に関する規定において、通報をしたこと自体による解雇その他の不利益の取扱いは行わないことを定める。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1) 当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 取締役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査に積極的に協力する。
2) 取締役は、監査役が代表取締役及び執行役員、会計監査人と定期的に意見交換できる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「タチエス倫理綱領」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨定め、研修等により周知徹底を図っております。また、経営統括部門は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、有事の際にも速やかに対応可能な体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

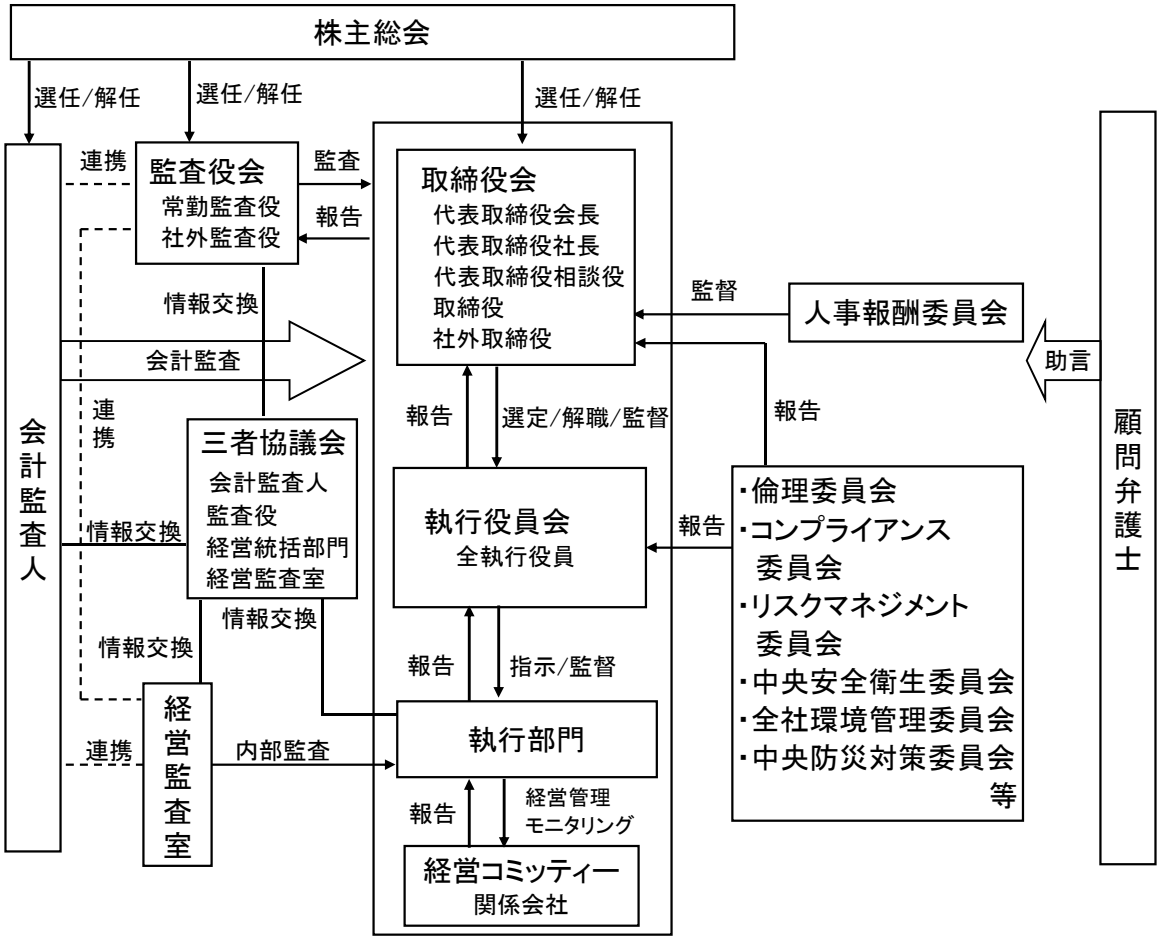
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
会計監査人
連携
監査役会
常勤監査役
社外監査役
監査
報告
取締役会
代表取締役会長
代表取締役社長
代表取締役相談役
取締役
社外取締役
監督
人事報酬委員会
助言
顧問弁護士
情報交換
会計監査
連携
三者協議会
会計監査人
監査役
経営統括部門
経営監査室
報告
選定/解職/監督
報告
情報交換
執行役員会
全執行役員
報告
・倫理委員会
・コンプライアンス委員会
・リスクマネジメント委員会
・中央安全衛生委員会
・全社環境管理委員会
・中央防災対策委員会
等
情報交換
情報交換
報告
指示/監督
連携
経営監査室
内部監査
執行部門
報告
経営管理
モニタリング
経営コミッティー
関係会社